



昨年度の試行を踏まえ、地域維持の担い手確保を目的に、 県の工事成績を活用した試行工事を四国各県に展開します。

【概要】

四国地方整備局では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）及び「四国地方整備局における総合評価方式の実施方針」に基づき、平成18年度より、原則、一般競争入札の総合評価落札方式を適用しているところです。

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保は重要な課題であり、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれが懸念されています。

昨年度、徳島県で実施した試行を踏まえ、県発注工事と直轄発注工事（四国地方整備局（ただし、港湾空港関係を除く。）の工事成績を同列に扱い、直轄発注工事の施工実績を持たない企業（地域維持を担う建設業者）の受注機会を拡大した試行工事を四国各県に展開します。

【試行内容】

平成20年度以降に従事し完成した「配置予定技術者の同種工事の工事成績」および過去2年度間に完成した「競争参加企業の工事成績」について、県発注工事と直轄工事を同列に評価する一般競争入札の総合評価落札方式を行います。

【試行時期】

平成28年7月1日以降公告

【試行工事】

下記の工事において、試行を予定しております。

なお、発注に際して、工事名称の変更及び試行の中止を行う場合があります。

- 平成28年度 蒼社川橋下部工事（愛媛県今治市五十嵐外）
他、愛媛県内1件 徳島県内2件 高知県内4件

<問合せ先> 国土交通省 四国地方整備局 TEL: (087) 851-8061

技術開発調整官 石田 和敏 (内線3120)

技術管理課長 伊賀 達也 (内線3311)

○技術管理課長補佐 片岡 浩史 (内線3314)

※○：主たる問い合わせ先

地域維持の担い手確保を目的に、直轄発注工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大した試行工事を、四国各県で行います。

【概要】

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保は重要な課題であり、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれが懸念されています。

昨年度、徳島県で実施した試行を踏まえ、県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱い、直轄発注工事の施工実績を持たない企業（地域維持を担う建設業者）の受注機会を拡大した試行工事を四国各県に展開します。

【試行内容】

「配置予定技術者が過去に従事し完成した同種工事の成績」および「競争参加企業が過去に完成させた工事の成績」について、「県発注工事と直轄発注工事を同列に評価」する一般競争入札の総合評価落札方式を試行。

これにより、直轄発注工事の施工実績を持つ企業と県発注工事の施工実績しか持たない企業の評価点が同等となります。

県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う試行工事

事務所名	工事名	工事場所	競争参加者の資格(注1)	公告予定	工事概要
徳島河川国道	平成28年度 広島低水護岸工事	徳島県板野郡松茂町広島 (吉野川水系旧吉野川)	一般土木 C等級	7月上旬	低水護岸 1式
	平成28年度 中島地区改良工事	徳島県阿南市那賀川町 (一般国道55号阿南道路・4車線化工事)	一般土木 C等級	9月中旬	道路改良 1式
四国山地砂防	平成28年度 高智谷階段第2号堰堤改良工事	愛媛県東温市問屋地先 (重信川水系表川)	一般土木 C等級	8月下旬	既設堰堤改良 1基(H=10.5m)
松山河川国道	平成28年度 蒼社川橋下部工事	愛媛県今治市五十嵐外 (一般国道196号 今治道路)	一般土木 C等級	7月上旬	橋梁下部工
高知河川国道	平成28年度 西畑河床掘削工事	高知市春野町西畑地先 (仁淀川水系仁淀川)	一般土木 C等級	7月中旬	河床掘削 1式
中村河川国道	平成28年度 入田堤防工事	高知県四万十市入田地先 (渡川水系四万十川)	一般土木 C等級	7月中旬	築堤工 1式 道路改良工 1式
	平成28—29年度 和田高架橋下部第1工事	高知県宿毛市和田地先 (一般国道56号 中村宿毛道路)	一般土木 C等級	8月上旬	下部工 N=2基 道路改良 1式
	平成28—29年度 和田高架橋下部第2工事	高知県宿毛市和田地先 (一般国道56号 中村宿毛道路)	一般土木 C等級	8月上旬	下部工 N=2基 道路改良 1式

(注1) 競争参加者の資格欄に示している「一般土木 C等級」とは、四国地方整備局における平成27・28年度 一般競争参加資格の内の「一般土木 C等級」に認定されている者であることを示す。

(注2) 競争参加者の資格欄に示す資格の他に、平成13年度以降に元請けとして「各工事の同種工事を施工した実績」等の資格要件がありますので、各工事が公告された際の入札説明書をご覧ください。

(注3) 発注の際、工事名称・工事内容・公告時期の変更及び試行の中止等を行う場合がありますので、各工事が公告された際の入札説明書をご覧ください。

試行工事における評価項目は以下のとおり

	技術者評価					企業評価												評価点合計
						基本企業評価						その他企業評価			企業評価点合計			
	配置予定技術者評価				技術者評価点合計	施工実績等評価			地域精通度・社会性			小計	BCP	基幹技能者		小計		
	DPC	同種実績	工事成績	優良表彰		同種実績	工事成績	工事表彰	近隣実績	災害表彰等	事故等評価							
評価点	5	10	30	5	50	10	30	5	10	10	-30	65	5	5	10	75	125	

※本表に示している評価点は、最大の評価点です。

試行工事においては、

- ①技術者評価の同種工事の工事成績
- ②企業（競争参加企業）の工事成績

について、県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列一に扱い評価する。

試行工事における評価（例）

①技術者評価

※本（例）は概要です。
詳細は各工事の入札説明書をご覧ください。

配置予定技術者の工事成績

平成20年度以降に完成した同種工事の成績で評価
(参加希望者より提出された資料に基づき評価)

現状の評価

平成20年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定(成績)点	直轄工事の主任(監理)技術者等		直轄工事の担当技術者又は四国四県工事の主任(監理)技術者等	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
78点以上 80点未満	25.0	15.0	15.0	5.0
76点以上 78点未満	20.0	10.0	10.0	—
74点以上 76点未満	15.0	5.0	5.0	—
72点以上 74点未満	10.0	—	—	—
70点以上 72点未満	5.0	—	—	—
70点未満	—	—	—	—

・直轄工事の実績なし
・〇〇県〇〇局発注工事で実績あり
→より同種性の高い工事に主任技術者として従事
79点の工事成績

現状の評価→15点

県工事の評価基準(表)を新たに設定
※県工事の工事成績評定状況を勘案し作成

試行工事の評価

[直轄の発注工事に関する評価]

平成20年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	主任(監理)技術者等として経験		担当技術者として経験	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
78点以上 80点未満	25.0	15.0	15.0	5.0
76点以上 78点未満	20.0	10.0	10.0	—
74点以上 76点未満	15.0	5.0	5.0	—
72点以上 74点未満	10.0	—	—	—
70点以上 72点未満	5.0	—	—	—
70点未満	—	—	—	—

[〇〇県〇〇〇局の発注工事に関する評価] ※本表は県毎に異なるので注意すること。

平成20年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	主任(監理)技術者等として経験		担当技術者として経験	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
82点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点以上 82点未満	25.0	15.0	15.0	5.0
78点以上 80点未満	20.0	10.0	10.0	—
76点以上 78点未満	15.0	5.0	5.0	—
74点以上 76点未満	10.0	—	—	—
72点以上 74点未満	5.0	—	—	—
72点未満	—	—	—	—

試行工事の評価→20点

試行工事における評価（例） ②企業評価

企業の工事成績

過去2年度間（平成26・27年度）に完成した工事の成績の平均点で評価（各県より事前に頂いた企業毎の工事成績の平均点を算出し評価）

※本（例）は概要です。
詳細は各工事の入札説明書をご覧ください。

現状の評価

評価基準	配点	評価点
80点以上	30.0	/ 30.0
78点以上 80点未満	25.0	
76点以上 78点未満	20.0	
74点以上 76点未満	15.0	
72点以上 74点未満	10.0	
70点以上 72点未満	5.0	
上記以外	0.0	

現状の評価→0点

- ・直轄工事の実績なし
- ・〇〇県〇〇局発注工事で5件の工事実績あり
→平均点77点の企業

[平均点を算出する実績の範囲]
単体として参加の企業は単体の施工実績のみ
経常JVとして参加の企業は同一構成員の経常JVの実績のみ

県工事の評価基準（表）を新たに設定
※県工事の工事成績評定状況を勘案し作成

試行工事の評価

[四国地方整備局（港湾空港関係除く）の発注工事に関する評価] [〇〇県〇〇局の発注工事に関する評価] ※左表は県毎に異なるので注意すること。

評価基準	配点	評価点
80点以上	30.0	/ 30.0
78点以上 80点未満	25.0	
76点以上 78点未満	20.0	
74点以上 76点未満	15.0	
72点以上 74点未満	10.0	
70点以上 72点未満	5.0	
上記以外	0.0	

評価基準	配点	評価点
82点以上	30.0	/ 30.0
80点以上 82点未満	25.0	
78点以上 80点未満	20.0	
76点以上 78点未満	15.0	
74点以上 76点未満	10.0	
72点以上 74点未満	5.0	
上記以外	0.0	

試行工事の評価→15点

※直轄工事・県工事の両方に実績のある企業の場合、直轄工事の評価と県工事の評価をそれぞれ算出し平均

[平均点を算出する実績の範囲]
単体として参加の企業は単体の施工実績のみ
経常JVとして参加の企業は同一構成員の経常JVの施工実績のみ
（新たに認める範囲）
但し、新たに経常JVを構成して参加の企業はそれを構成する単体の施工実績を対象

新たに認める範囲を追加し
経常JVとして施工実績のない
新規に構成した経常JVの
参加が可能

試行工事の総合評価項目の評価例

直轄工事の実績を有していない架空のA社の評価例

	技術者評価					企業評価											評価点合計
						基本企業評価						その他企業評価					
	配置予定技術者評価				技術者評価点合計	施工実績等評価			地域精通度・社会性			小計	BCP	基幹技能者	小計	企業評価点合計	
	CPD	同種実績	工事成績	優良表彰		同種実績	工事成績	工事表彰	近隣実績	災害表彰等	事故等評価						
評価点	5	10	30	5	50	10	30	5	10	10	-30	65	5	5	10	75	125
従来の評価	5	5	15	0	25	10	0	2	5	0	-	17	5	0	5	22	47
試行の評価	5	5	20	0	30	10	15	2	5	0	-	32	5	0	5	37	67

【技術者評価】工事成績

- ◆有している工事成績
 - 「直轄工事」: 工事実績なし
 - 「〇〇県〇〇局発注工事」: 主任技術者として従事
より同種性が認められる工事
工事成績79点
- ◆従来の評価
評価点は15点
- ◆試行の評価
評価点は20点

【企業評価】工事成績

- ◆有している工事成績
 - 「直轄工事」: 工事実績なし
 - 「県発注工事」: 2カ年度の平均点 77点
- ◆従来の評価
評価点は0点
- ◆試行の評価
評価点は15点

県工事の工事評定点を考慮した試行工事の入札説明書 (抜粋・概要)

工事概要

(1) 工事の実施形態

本工事は、総合評価に関する評価項目のうち、技術者評価における「同種工事の工事成績評定通知による評定点」及び企業評価における「過去2年度間の工事成績評定通知による評定点の平均点」について、四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事と〇〇県〇〇局発注工事の工事成績を同列に扱い評価する試行工事である。

総合評価落札方式に関する事項

(1) 本工事は、平成28年度の四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき総合的に評価するものとする。（「四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針について改訂版(H28.4.1～適用)」参照）

(2) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点（評価点）、施工体制評価点の配点は次のとおりとする。

1) 技術者評価

同種工事の工事成績評点通知による評価

[直轄の発注工事に関する評価]

平成20年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	主任（監理） 技術者等として経験		担当技術者 として経験	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
78点以上 80点未満	25.0	15.0	15.0	5.0
76点以上 78点未満	20.0	10.0	10.0	—
74点以上 76点未満	15.0	5.0	5.0	—
72点以上 74点未満	10.0	—	—	—
70点以上 72点未満	5.0	—	—	—
70点未満	—	—	—	—

[〇〇県〇〇〇局の発注工事に関する評価] ※本表は県毎に異なるので注意すること。

平成20年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	主任（監理） 技術者等として経験		担当技術者 として経験	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
82点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点以上 82点未満	25.0	15.0	15.0	5.0
78点以上 80点未満	20.0	10.0	10.0	—
76点以上 78点未満	15.0	5.0	5.0	—
74点以上 76点未満	10.0	—	—	—
72点以上 74点未満	5.0	—	—	—
72点未満	—	—	—	—

- ※ 1 : 「同種工事」とは入札説明書〇. (〇) 〇に記載している同種工事を示す。ただし、「同種工事の工事成績評点通知による評定点」における「より同種性の高い」とは、■ ■の実績が〇〇とする。「同種性が認められる」とは、入札説明書〇. (〇) 〇に記載している同種工事を示す。
- ※ 2 : 「主任（監理）技術者等」とは、様式一〇一〇に記載する工事について、専任期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上を主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した者を示し、この条件を満足できない者については得点を与えない。なお、様式一〇一〇は配置予定技術者 1 人につき 1 件とする。
- ※ 3 : 「担当技術者」とは、様式一〇一〇に記載する工事について、主任（監理）技術者に義務づけられた専任期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上に従事し、その工事に従事する以前から 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有している者を示す。なお、この条件を確認できる資料を提出するものとし、確認できない場合は得点を与えない。また、資料に虚偽の記載をした場合指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。なお、様式一〇一〇は配置予定技術者 1 人につき 1 件とする。
- ※ 4 : 「直轄」とは、各地方整備局及び北海道開発局（港湾空港関係を除く。）を示し、「旧公団等」とは、H7.12.8 条約第 2 3 号「政府調達に関する協定（抄）」付属書 I 付表 3 の機関を示す。
- ※ 5 : 「同種性」については、同種性が確認できる工事内容を示した契約図書等の写しを添付すること。なお、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されており、工事内容及び同種性が確認できる場合は、CORINS 登録している実績データの写しを添付すること。
- ※ 6 : 同種工事の成績評価は、平成 2 0 年度以降に完成し引き渡された工事を対象としている。
- ※ 7 : 配置予定技術者が複数申請されている場合、参加資格要件を満たした者の内、最も評価の低い者で評価する。
- ※ 8 : 経常建設共同企業体の構成員としての経験は、主たる主任（監理）技術者等として完成した工事の経験を主任（監理）技術者等として評価し、その他の技術者は担当技術者として評価する。なお、確認できる資料を添付すること。

2) 企業評価

過去2年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点による評価

[四国地方整備局（港湾空港関係除く）の発注工事に関する評価]

評価基準	配点	評価点
80点以上	30.0	/ 30.0
78点以上 80点未満	25.0	
76点以上 78点未満	20.0	
74点以上 76点未満	15.0	
72点以上 74点未満	10.0	
70点以上 72点未満	5.0	
上記以外	0.0	

[〇〇県〇〇〇局の発注工事に関する評価]※左表は県毎に異なるので注意すること。

評価基準	配点	評価点
82点以上	30.0	/ 30.0
80点以上 82点未満	25.0	
78点以上 80点未満	20.0	
76点以上 78点未満	15.0	
74点以上 76点未満	10.0	
72点以上 74点未満	5.0	
上記以外	0.0	

- ※1：「過去2年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点による評価」については、単体もしくは同一構成員での経常建設企業体もしくは経常建設企業体の全ての構成員が、四国地方整備局（港湾空港関係を除く）発注または〇〇県〇〇〇局発注で、平成26・27年度間に完成し、引き渡された工事の実績を有している場合に限り、評価の対象とする。
- ※2：平成26・27年度間に完成し、引き渡された工事が、四国地方整備局（港湾空港関係を除く）発注と〇〇県〇〇〇局発注の両方にある場合は、その発注機関毎の工事成績評定通知書による評定点の平均点を用いて、発注機関毎に算出した評価点の平均値を評価点とする。
- ※3：単体として申請する者の「過去2年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点」は、単体での実績のみを対象として算出するものとし、経常建設共同企業体での実績は対象としない。
- ※4：経常建設共同企業として申請する者の「過去2年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点」とは、同一構成員での経常建設共同企業体での実績を対象として算出ものとする。ただし、新たに経常建設共同企業体を構成して申請する者については、それを構成する構成員の単体毎に、※3により算出した工事成績評定通知書による評定点の平均点が最も低い構成員の平均点を、新たに経常建設共同企業体を構成して申請する者の評定点の平均点とする。
- ※5：単体として申請する者の経常建設共同企業体での実績は、工事成績評価の対象としない。
- ※6：経常建設共同企業として申請する者の構成員の実績は、工事成績評価において、※4により評価対象とする場合がある。